

# 災害を受けた場合の 労働保険料等の猶予制度に関するQ & A

令和3年3月31日版

## 目次

### 1. 労働保険料等の猶予制度

- Q 1 労働保険料等の納付が困難となったときに、猶予制度が受けられる場合があると聞きました。どのようなものですか。 . . . . . P. 1

### 2. 納付の猶予関係

- Q 2 「納付の猶予」とはどのようなものですか。 . . . . . P. 1  
Q 3 「納付の猶予」を受けたい場合、どのように申請したらいいですか。 . . . . . P. 2  
Q 4 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。 . . . . . P. 2  
Q 5 「納付の猶予」の期間はいつまでですか。 . . . . . P. 3

### 3. 換価の猶予関係

- Q 6 「換価の猶予」とはどのようなものですか。 . . . . . P. 4  
Q 7 「換価の猶予」を受けたい場合、どのように申請したらいいですか。 . . . . . P. 4  
Q 8 「換価の猶予」の申請に期限はありますか。 . . . . . P. 4  
Q 9 「換価の猶予」の期間はいつまでですか。 . . . . . P. 5

### 4. 労働保険事務組合関係

- Q 10 労働保険事務組合に委託している事業主の申請はどのように行えばいいですか。また、許可通知書等は、誰から事業主に通知するのですか。 . . . . . P. 6  
Q 11 労働保険事務組合において猶予の申請が許可された場合の委託事業主の猶予について、どのような書類等の管理が必要ですか。 . . . . . P. 6

## 1. 労働保険料等の猶予制度

Q 1 労働保険料等の納付が困難となったときに、猶予制度が受けられる場合があると聞きました。どのようなものですか。

(答)

事業主の皆様におかれましては、災害の発生に伴い、財産（棚卸資産を含む）に損害を受けたことが想定されます。

このようなときは、申請を行っていただくことにより、一定期間、労働保険料等について納付の猶予や換価の猶予を受けることができる場合があります。

## 2. 納付の猶予関係

Q 2 「納付の猶予」とはどのようなものですか。

(答)

災害の発生に伴い、全積極財産（負債を除く資産）のおおむね 20%以上に損失（相当の損失）を受けた場合については、労働保険料等について災害による「納付の猶予」（以下「災害猶予」といいます。）を受けることができる場合があります。

災害猶予が認められると、

- ① 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ② 財産の差押えや換価が猶予されます。

また、事業財産に相当の損失を受けたと認められず、災害猶予を受けることができない場合等であっても、次のいずれかに該当する事実（以下「猶予該当事実」といいます。）があるときは、労働保険料等について通常の「納付の猶予」を受けることができる場合があります。

- ・ 財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと（1号）
- ・ 事業主又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと（2号）
- ・ 事業を廃止し、又は休業したこと（3号）
- ・ その事業につき著しい損失（※）を受けたこと（4号）
- ・ 上記に類する事実があった場合（5号）

（※）「著しい損失」とは、申請前の1年間において、その前年の利益額の2分の1を超える損失（赤字）を生じた場合をいいます。

通常「納付の猶予」が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中に分割して納付することができます。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 財産の差押えや換価が猶予されます。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 3 「納付の猶予」を受けたい場合、どのように申請したらいいですか。

(答)

事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に、それぞれ以下の書類を提出いただく必要があります（郵送可）。

○災害猶予の場合

- ア 納付の猶予申請書（災害猶予）
- イ 被災明細書
- ウ 市町村長等が発行する公的な被災明細書等
- エ 直近分の決算書

○通常の「納付の猶予」の場合

- ア 納付の猶予申請書
- イ 猶予該当事実があることを証する書類（※1、2）
- ウ 財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合）
- エ 財産目録（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合）
- オ 収支の明細書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合）
- カ 担保の提供に関する書類（※3）

（※1）災害、病気等により困難となった場合（1号、2号及び5号（1号又は2号に類する事実に限ります。）に該当する場合）の一般猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情がある場合には、添付を省略できる場合があります。

（※2）猶予該当事実があることを証する書類には、例えば以下のようなものがあります。

- ・災害又は盗難（1号）の場合は、罹災証明書、盗難の被害届の写しなど
- ・病気又は負傷（2号）の場合は、医師による診断書、医療費の領収書など
- ・事業の廃止又は休止（3号）の場合は、廃業届など
- ・事業について著しい損失を受けた（4号）の場合は、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

（※3）担保の提供に関する書類には、担保提供書や、抵当権設定のための書類などがあります。なお、猶予を受ける金額が100万円以下である場合や猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合などは、担保の提供は不要です。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 4 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。

(答)

災害猶予の適用を受けたい場合には、災害がやんだ日から2か月以内に申請いただく必要があります。なお、災害がやんだ日については、申請者の被災状

況を斟酌し判断することとなり、申請者ごとに異なる場合がありますので、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署へご相談ください。

通常の「納付の猶予」については、特に申請期限はありませんが、猶予に該当する事実が発生した後、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

Q5 「納付の猶予」の期間はいつまでですか。

(答)

災害猶予については、猶予を受けることができる期間は、災害の程度に応じて、最長1年の範囲内（※1）に限られます。

（※1）原則として、猶予期間の延長はありませんが、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、一般猶予を申請することにより、災害猶予の猶予期間と合わせて最長3年以内の範囲で猶予期間の延長が認められる場合があります。

通常の「納付の猶予」については、猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内（※2）で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができると認められる期間に限られます。

（※2）猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められる場合があります。

### 3. 換価の猶予関係

Q 6 「換価の猶予」とはどのようなものですか。

(答)

災害の発生に伴い、労働保険料等の納付が困難となった場合は、労働保険料等について「換価の猶予」を受けることができます場合があります。

「換価の猶予」を受けるには、次の全ての要件に該当することが必要です。

- ・労働保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあると認められること
- ・労働保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められること
- ・納付すべき労働保険料等の納期限から6か月以内に申請されていること
- ・換価の猶予を受けようとする労働保険料等より以前の滞納がないこと
- ・原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

換価の猶予が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 必要があると認められる場合には、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えが猶予又は解除されます。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 7 「換価の猶予」を受けたい場合、どのように申請したらいいですか。

(答)

事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に、以下の「書類を提出いただく必要があります（郵送可）。

- ア 換価の猶予申請書
- イ 財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合）
- ウ 財産目録（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合）
- エ 収支の明細書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合）
- オ 担保の提供に関する書類（※1）

（※1）担保の提供に関する書類には、担保提供書や、抵当権設定のための書類などがあります。なお、猶予を受ける金額が100万円以下である場合や猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合などは、担保の提供は不要です。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 8 「換価の猶予」の申請に期限はありますか。

(答)

「換価の猶予」の適用を受けたい場合には、納付困難となった労働保険料等の納期限から6か月以内に申請いただく必要があります。

Q9 「換価の猶予」の期間はいつまでですか。

(答)

「換価の猶予」については、猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内（※）で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができるものと認められる期間に限られます。

（※）猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められる場合があります。

#### 4. 労働保険事務組合関係

Q10 労働保険事務組合に委託している事業主の申請はどのように行えばいいですか。また、許可通知書等は、誰から事業主に通知するのですか。

(答)

申請手続は、労働保険の事務処理を委託している労働保険事務組合を通じて行うこととなります。「納付の猶予」を受けたい場合にはQ3を、換価の猶予を受けたい場合にはQ7をご参照いただき、必要書類について、事務組合に提出してください。

また、事業主宛ての許可通知書等についても、都道府県労働局長から各事務組合を通じて通知します。

Q11 労働保険事務組合において猶予の申請が許可された委託事業主の猶予について、どのような書類等の管理が必要ですか。

(答)

猶予が許可された委託事業場については、「労働保険料等徴収及び納付簿（様式第17号）」に必要事項等を追記し、猶予等の状況等を明確にしておく必要があります。